

物品調達及び委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、競争入札参加資格、受注者等の要件等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定める物品調達及び委託・役務業務の競争入札に参加することのできる者の資格をいう。
- (2) 物品調達 物品の購入、修繕、借受け、売払い及び交換をいう。
- (3) 委託・役務業務 建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務並びに(2)を除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。
- (4) 受注者等 県の物品調達及び委託・役務業務の受注者及び受注候補者（受注者を選定するための手続きへの参加者をいう。）をいう。

(競争入札参加者の資格)

第3条 競争入札参加資格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 営業に必要な許可、認可等を受けていること。
- (3) 広島県税及び特別法人事業税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(資格審査)

第4条 競争入札参加資格は、県に競争入札参加資格審査申請を行った者に対して、希望する契約種目ごとに審査し、認定する。

2 前項の競争入札参加資格審査申請及び審査について必要な事項は、あらかじめ知事が定め、告示する。

(競争入札参加資格者名簿)

第5条 知事は、前条第1項の規定により認定を行ったときは、当該認定した者の商号又は名称等を記載した競争入札参加資格者名簿を作成する。

(変更に関する届出)

第6条 県に競争入札参加資格審査申請を行った者は、申請の内容に変更が生じたときは、直ちに変更に関する届出を行わなければならない。

(競争入札参加資格の取消し)

第7条 知事は、競争入札参加資格の認定を受けて競争入札参加資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に定める資格要件のいずれかを欠いたとき。
- (2) 競争入札参加資格審査申請において重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。

(受注者等の要件)

第8条 受注者等となるための要件は、物品調達及び委託・役務業務に係る契約の適正な履行等を確保するために必要な事項を定めるものとし、入札が公正かつ厳正に行われるようにするものとする。

2 受注者等は、物品調達及び委託・役務業務の内容に応じて、競争入札参加資格者名簿に

登載された者のうち当該発注に対応する契約種目の資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）でなければならない。ただし、発注しようとする物品調達及び委託・役務業務を受注することができる者が有資格者の中に存在しない場合等これにより難しい場合はこの限りでない。

- 3 複数の物品調達及び委託・役務業務を一括して発注する場合において、当該一括して発注する物品調達及び委託・役務業務の受注者等は、そのうちの主要な物品調達及び委託・役務業務に対応する契約種目の有資格者でなければならない。
- 4 発注する物品調達及び委託・役務業務が複数の契約種目に対応する場合は、その受注者等は、対応するいずれかの契約種目の有資格者であればよいものとする。
- 5 入札前において、現に一般競争入札にあっては当該入札に参加しようとする者に必要な資格要件に適合する旨の確認を受けている者又は指名競争入札にあっては当該入札に参加させるために必要な資格要件に該当し、当該入札に参加させるための指名の通知を受けている者がそれぞれの資格要件に該当しないこととなったと認められる場合は、当該確認又は指名を取り消すものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同日以降において、一般競争入札に付すものにあつては広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条に規定する公告をするものから、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積書を徴取する相手方を選定するものから適用する。
- 2 委託・役務業務競争入札参加資格取扱要領（平成18年12月15日制定）は、平成21年12月31日をもって廃止する。

附 則（令和5年5月1日）

- 1 この要領は、令和5年5月1日以降において、一般競争入札に付すものにあつては広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条に規定する公告をするものから、指名競争入札に付すものにあつては指名通知をするものから、随意契約を締結するものにあつては見積書を徴取する相手方を選定するものから適用する。